

韓国知的財産ニュース 2026 年 7 月後期

(No. 558)

発行年月日：2026 年 8 月 13 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、7 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【改正令】首相令第 2138 号(知識財産処及びその所属機関の職制施行規則の一部改正令)
- 1-2 【法案提出】知的財産基本法の一部改正法律案(議案番号 2220148)

関係機関の動き

- 2-1 「アイデアから起業まで」知識財産委員会、知的財産を活用した起業の成功事例から政策の解決策を模索
- 2-2 K-先端産業のグローバル市場における競争力を、標準特許戦略でさらに高める
- 2-3 女性たちの発明が世界を変える
- 2-4 太陽光発光ダイオード(LED)を用いた交通安全技術を開発した
チョ・ジョンスク氏が、「今年的女性発明王」を受賞
- 2-5 複雑な特許審判の争点、判例で一挙に把握
- 2-6 「偽の実験データ、抜け道の特許はもうやめよう」特許の信頼性を
損なう不正な出願行為を厳しく取り締まる
- 2-7 韓国知識財産処、政策業務の AI 転換 (AX) に向け AI エージェントを
自ら開発し、適材適所で活用！
- 2-8 未来技術の理解から強力な特許の創出まで！韓国知識財産処と SK、
テックコンサートを開催
- 2-9 韓国知識財産処の特別司法警察、技術・知的財産保護の先鋒として

新たなスタートを切る

- 2-10 韓国知識財産処、次世代 IPNEX の構築を本格化
- 2-11 AI が考案したアイデア、私が特許取得できるだろうか？
- 2-12 第 39 回大韓民国学生発明展示会を盛り込んだ「2026 青少年発明イベント」

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 海外で偽 K-ブランド商品を見つけたら「写真を撮って教えてください」
- 3-2 韓国知識財産処、「デザイン紛争対応諮問団」を発足

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 韓国の独自の言語と文化遺産が込められた商標やデザインの逸品を募集中
- 4-2 世界へ進出する K-フランチャイズ店、まずは商標権の確保が先決だ
- 4-3 K-文化の普及に向け、文化遺産を活用したデザインの出願件数が、前年同期比で 96% 増
- 4-4 デザイン保護の強化で K-家具の競争力を高める

その他一般

- 5-1 韓国知識財産処は、技術流出・盗用への対応体制の拡大・再編を通じて、高度化が進む海外への技術流出への対応に全力を尽くしてまいります

法律、制度関連

1-1【**改正令**】首相令第 2138 号(知識財産処及びその所属機関の職制施行規則の一部改正令)

電子官報(2026.7.21.)

●首相令第 2138 号

知識財産処及びその所属機関の職制施行規則の一部改正令をここに公布する。2026 年 7 月
21 日

国務総理

知識財産処及びその所属機関の職制施行規則の一部改正令

知識財産処及びその所属機関の職制施行規則の一部を次のように改正する。

別表 1 のうち、総計「1,627」を「1,629」とし、一般職計「1,625」を「1,627」とし、工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産主事・気象主事・保健主事・医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・施設主事・電算主事・放送通信主事・行政主事または司書主事の「425」を「427」とする。別表 2 のうち、総計「1,627」を「1,629」とし、一般職計「1,625」を「1,627」とし、工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産主事・気象主事・保健主事・医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・施設主事・電算主事・放送通信主事・行政主事または司書主事の「385」を「387」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

1－2【法案提出】知的財産基本法の一部改正法律案（議案番号 2220148）

議員立法（2026.7.24.）

議案番号:2220148

◇改正の理由及び主な内容

公職社会において清廉性と責任性の向上が求められ、行政環境の複雑性が増大していることに伴い、監査の死角を解消し、急増する監査需要に能動的に対応するため、知識財産処に必要な人員 2 名（6 級 2 名）を増員する内容として、「知識財産処及びその所属機関の職制」が改正（大統領令第 36514 号、2026 年 7 月 21 日公布・施行）されたことに伴い、変更される事項を反映しようとするものである。

＜知識財産処提供＞

提案日：2026年7月24日

提案者：パク・ヨンガプ議員、他13人

提案理由及び主要内容

最近、世界各国における技術革新競争が本格化する中、米国、中国、シンガポールなどの海外諸国は、人工知能(AI)、半導体、自動運転車、バイオなどの先端産業分野において、特許・著作権・技術事業化・国際紛争解決の機能を連携させた知的財産エコシステムを構築することで、技術覇権争いに対応している。

韓国においても「政府組織法」の改正を通じて、従来の特許庁を次官級機関である知識財産処に昇格させ、国家知識財産政策の統合的な推進基盤を整備したが、依然として知的財産関連の機能が省庁ごとに分散しており、特許などの優れた技術成果に比べ、事業化・投資・国際紛争への対応能力が十分ではないという指摘がなされている。

そこで、国家知識財産委員会の機能と権限を強化し、委員会の事務機構を知識財産処所属の常設組織として再編するとともに、知的財産クラスターの指定及び支援の根拠を設け、韓国を知的財産産業・事業化の中心国として育成しようとするものである(案第 25 条の 2 から第 25 条の 5 までの新設など)。

法律第 号

知的財産基本法の一部改正法律案

知的財産基本法の一部を次のように改正する。

第 3 条に第 6 号を次のように新設する。

6. 「知的財産クラスター」とは、知的財産の創出・保護及び活用を促進し、知的財産サービス産業を育成するため、知的財産関連の公的機関、知的財産関連の教育機関、知的財産サービス産業関連の企業ならびにその他大統領令で定める者（以下「知的財産関連機関」という）を相互に連携させて形成する地域として、第 25 条の 2 第 1 項に基づき指定された区域をいう。

第 6 条第 1 項中の「調整し」を「議決し」とし、同条第 2 項第 1 号中の「変更し」を「変更、第 25 条の 2 に基づく知的財産クラスターの指定及び解除などに」とする。

第 7 条第 4 項から第 7 項までをそれぞれ第 5 項から第 8 項までとし、同条に第 4 項を次のように新設する。

④ 委員会の効率的な運営及び支援のため、幹事 1 名を置くものとし、幹事は知識財産処長とする。

第 8 条第 3 項に第 3 号の 2 を次のように新設する。

3 の 2. 知的財産クラスターの造成及び基盤施設の拡充等に関する事項

第 10 条第 1 項中の「推進状況を」を「推進状況、知的財産クラスターの運営状況及び成果を」とし、同条第 2 項中の「推進を」を「推進及び知的財産クラスターの造成・運営を」とし、同条第 4 項中の「推進状況を」を「推進状況、知的財産クラスターの運営状況及び成果を」とする。

第 11 条第 1 項中、「委員会に」を「知識財産処に」とし、「置くことができる」を「置く」とする。

第 25 条の 2 から第 25 条の 5 までをそれぞれ次のように新設する。

第 25 条の 2 (知的財産クラスターの指定・解除) ① 知識財産処長は、知的財産の創出・保護及び活用の促進ならびに知的財産サービス産業の育成などを支援するための地域を、知的財産クラスターとして指定することができる。この場合、管轄の市・道知事の意見を聴取し、関係中央行政機関の長と協議した後、委員会の審議を経なければならない。

② 知識財産処長が第 1 項に基づき知的財産クラスターを指定した場合は、大統領令で定めるところにより、その内容を官報に告示し、遅滞なく管轄の市・道知事に通知しなければならない。この場合、通知を受けた市・道知事は、その内容を 14 日以上、住民が閲覧できるようにしなければならない。

③ 知識財産処長は、次の各号のいずれかに該当する場合、知的財産クラスターの指定の全部または一部を取り消すことができる。

1. 知的財産クラスターの指定目的を達成できないと予想される場合
2. 第 1 号に準ずる事由として大統領令で定める事由がある場合

④ その他、知的財産クラスターの指定・取り消しに必要な事項は、大統領令で定める。

第 25 条の 3(知的財産クラスター基本計画の策定) ① 知識財産処長は、知的財産クラスターの体系的な造成及び発展のために、次の各号に掲げる事項を含む知的財産クラスター基本計画(以下、本条において「基本計画」という)を策定しなければならない。

1. 知的財産クラスター造成の基本目標及び中長期的な発展の方向性
2. 知的財産クラスターの指定・運営・解除等の基本方針
3. 知的財産クラスターに参加する知的財産関連機関の能力強化・専門化、相互連携活動の支援

4. その他、知的財産クラスターの形成及び発展のために必要な事項

② 知識財産処長は、基本計画を策定しようとする場合、市・道知事の意見を聴取し、関係中央行政機関の長と協議した後、委員会の審議を経なければならない。

③ 知識財産処長は、知的財産及び知的財産サービス産業に関連する国内外の動向や状況の変化などにより必要と認める場合には、基本計画を変更することができる。

④ 基本計画の変更については、第 2 項を準用する。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合は、この限りではない。

⑤ その他、知的財産クラスターの基本計画の策定などに必要な細目は、大統領令で定める。

第 25 条の 4(知的財産クラスターの造成・運営等の支援) ① 国及び地方自治体は、知的財産クラスターの円滑な造成・運営及び知的財産サービス産業の育成のため、知的財産クラスターに入居した知的財産関連機関とその支援施設の能力強化・特化及び集積化に努めなければならない。これに必要な行政的・財政的支援を行わなければならない。

② 国及び地方自治体は、知的財産関連機関に対し、「租税特例制限法」、「地方税特例制限法」等の関連税法で定めるところにより、租税を減免することができる。

③ 国及び地方自治体は、知的財産関連機関及び事業施行者に対し、関係法律で定めるところにより、次の各号の負担金を減免し、又は賦課しないことができる。

1. 「開発利益還収に関する法律」に基づく開発負担金
2. 「農地法」第 38 条に基づく農地保全負担金
3. 「山地管理法」第 19 条に基づく代替山林資源造成費
4. 「自然環境保全法」第 46 条に基づく生態系保全負担金
5. 「大都市圏広域交通管理に関する特別法」に基づく広域交通施設負担金
6. 「環境改善費用負担法」に基づく環境改善負担金
7. その他、知的財産クラスター造成事業と直接関連する負担金であつて、大統領令で定めるもの

④ 国及び地方自治体は、「国有財産法」、「公有財産及び物品管理法」、その他の法令の規定にかかわらず、知的財産関連機関に対し、国有・公有財産を随意契約により使用許可または貸与することができ、その使用料または貸与料を大統領令または地方自治体の条例で定めるところにより減免することができる。

⑤ 知的財産関連機関に対しては、「国有財産法」第 18 条第 1 項・第 35 条第 1 項・第 46 条第 1 項及び「公有財産及び物品管理法」第 13 条・第 21 条第 1 項・第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、国有・公有財産の賃貸期間を 50 年以内とすることができ、また、恒久的な施設を建設させることができる。この場合、当該施設の種類などを考慮し、賃貸期間が終了する際に、その施設を国または地方自治体に寄贈するか、原状回復して返還するという条件を付すことができる。

⑥ 第 1 項から第 5 項までの規定に基づく行政的・財政的支援、租税及び負担金の減免、国有・公有財産の減免・賃貸などの対象、手続き及び方法などについて必要な事項は、大統領令で定める。

第 25 条の 5（知的財産クラスター専担機関の指定等）① 知識財産処長は、知的財産クラスターの造成・運営及び知的財産関連機関に対する支援事業を効率的に推進するため、知的財産関連業務を行う機関・法人または団体のうち、大統領令で定める要件を満たす者を、知的財産クラスター専担機関（以下「専担機関」という）として指定することができる。

② 国及び地方自治体は、専担機関の運営及び業務遂行に必要な費用の全部又は一部を、予算の範囲内で支援することができる。

③ 専担機関の業務、指定要件、指定手続、指定の取消し、運営、指導・監督及び支援などに必要な事項は、大統領令で定める。

第 40 条中の「人は」を「人、調停仲裁院の役員及び職員は」とする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して 6 か月を経過した日から施行する。

関係機関の動き

2-1 「アイデアから起業まで」知識財産委員会、知的財産を活用した起業の成功事例から政策の解決策を模索

韓国知識財産処(2026.7.16.)

- 知識財産委員会、第 3 回知識財産政策フォーラムを開催

大統領直属の国家知的財産委員会(共同委員長 イ・グァンヒョン、以下「知財委」)は、7 月 16 日(木)午前 7 時 30 分、韓国プレスセンター(ソウル中区)18 階のソウルクラブホールにて、イ・グァンヒョン委員長の主宰により「2026 年第 3 回知的財産政策フォーラム」を開催した。今回のフォーラムは、4 月に開催された第 2 回政策フォーラムに続き、知的財産を基盤とした創業エコシステムの現状を診断し、創業および商用化の優良事例を共有することで、創業の各段階における政府支援政策の改善策を模索するために設けられた。

今回のフォーラムには、知識財産委員会、知識財産処、最高裁判所、特許法院(裁判所)、大韓弁理士会、韓国知識財産協会、知識財産弁護士協会、ベンチャー企業協会、イノビズ協会、韓国知識財産研究院、韓国知識財産保護院などの関係機関や、知的財産委員会の主要な民間委員、そして IP 記者協会をはじめとするマスコミ関係者など、司法界・産業界・マスコミ界のオピニオンリーダー合計 30 名余りが出席した。

最初の発表者として登壇した釜山大学のケ・スンギョン教授は、「知的財産創業の全ライフサイクル支援体制の高度化策」をテーマに、知識財産処・中小ベンチャー企業部・科学技術情報通信部・文化体育観光部などの中央省庁と、全国 26 カ所の地域知的財産センター(RIPC)が運営している知的財産(IP)創業支援事業を網羅的に調査し、省庁×創業段階、段階×類型、対象×段階という多次元マトリックス分析を通じて、支援体制の空白を精密に診断した。ケ教授は

特に、創業 7 年を超える成長期企業に対する支援の断絶、ソフトウェア・コンテンツなど著作権に基づく創業に対する特許中心の設計の限界、IP の価値評価と金融支援の連携不足、輸出初期の参入障壁など、4 大政策の死角を提示し、省庁間協議体の義務化、IP 金融との自動連携、地域 IP 支援の均衡強化などを含む段階別の改善方向を提言した。

続いて、KAIST のイ・ヘシン特任教授は、特許技術による創業および商用化の成功事例をテーマに、2009 年のポリフェノール・ポリドーパミン接着・コーティング技術の研究から始まり、2 度の創業へとつながった自身の軌跡を紹介した。イ教授は、関連特許技術を基盤に医療用止血剤企業「イノセラピー」を共同創業し、KOSDAQ 上場まで導いたほか、「モダモダ」の酸化褐変防止シャンプーに中核技術に関する助言を行い、2023 年には「ポリフェノールファクトリー」を自ら創業して「グラビティシャンプー」などを発売し、韓国国内の脱毛ケア市場でシェア 1 位を達成するとともに、米国・日本・フランスなど海外への輸出を拡大し、売上を継続的に伸ばしているという。イ教授はこうした経験を踏まえ、研究室の知的財産が実際の創業と商用化につながるための中核的な成功要件を指摘した。

発表に続き、イ・グァンヒョン委員長の司会により、参加者全員が参加する討論が行われた。参加者たちは、知的財産を基盤とした創業エコシステムが安定的に根付くための政策課題や現場の課題について深く議論し、この日に提示された現場からの提言は、今後、知識財産委員会の知的財産政策の策定に反映される予定だ。

イ・グァンヒョン委員長は、「本日のフォーラムで交わされた現場からの提言は、今後、国家知識財産委員会の政策策定にしっかりと反映されるだろう」とし、「イノベーションを基盤とする知的財産エコシステムがさらに強固に根付くよう、各界の専門家の皆様の継続的な関心と支援をお願いしたい」と述べた。

2-2 K-先端産業のグローバル市場における競争力を、標準特許戦略でさらに高める

韓国知識財産処 (2026.7.16.)

- 韓国知識財産処、2026 年標準特許戦略の普及に向けた学術会議を開催 (7 月 16 日)
- 政策懇談会、優秀成果の表彰、創出・活用戦略の共有などを実施

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、7月16日(木)14時30分、朝鮮パレス(ソウル市江南区)のザ・グレートホールにて、「2026年標準特許*戦略普及学術会議」を開催すると発表した。

* 特定の技術を使用するすべての製品がグローバル標準に準拠するために必須となる特許

今回のイベントは、標準特許現場の声に耳を傾け、産・学・研の標準特許創出および確保能力を強化するために企画された。標準特許に基づく収益化策を模索する「政策懇談会」を皮切りに、標準特許創出支援事業*の優秀機関に対する表彰式、そして専門家による中核戦略の発表と成功事例の共有の順で行われ、産・学・研の関係者約250名が出席する予定だ。

* 標準技術の研究開発・標準化を推進中の産・学・研における標準特許の創出・活用などを支援

第1部「政策懇談会」では、「標準特許に基づくグローバル収益化戦略」をテーマに、産・学・研の専門家らと共に標準特許の活用策について議論する。続いて行われる本イベントでは、知識財産処のキム・ヨンソン処長の歓迎辞に続き、知識財産処の標準特許創出支援事業において優れた成果を上げた参加機関(知識財産処長賞)および協力機関(韓国特許戦略開発院長賞)に対する授賞式が行われる。

* 優秀参加機関:クレオン、ガオングループ、優秀協力機関:コックス特許法律事務所、特許法人ジミョン

第2部「標準特許戦略および事例」の紹介では、専門家による深い洞察に満ちた発表が続く。

①性能競争を超え、信頼と責任の領域へ:AI時代における標準の役割(KT パク・ジェヒョン AIラボ長)の基調講演を皮切りに、②ロボット分野における中小企業政策と標準化の動向(中小企業技術情報振興院 チェ・スヨン PM) ③標準特許戦略策定のゲームチェンジャー:特許特化型大規模言語モデルに基づく AI エージェント(ワート・インテリジェンス ユン・ジョンホ代表) ④動画コーデック標準特許の収益化方法および活用戦略(世宗大学 ホン・ソギョン技術移転センター長) ⑤リアルタイム対話型デジタルヒューマン技術のグローバル標準化と事業化戦略(クレオン カン・ジス CTO)など、技術動向と現場中心の成果事例が紹介される。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「熾烈なグローバル技術覇権争いの中で、韓国の将来の成長を担保し、グローバル市場を先取りする中核的な戦略資産は、まさに先端産業分野ごとの標準特許確保戦略である」とし、「今回の学術会議が、韓国が技術追随国を超え、グローバル

産業エコシステムを主導する『ルールメーカー (Rule Maker) 』に飛躍する重要な契機となることを願う」と述べた。

2-3 女性たちの発明が世界を変える

韓国知識財産処 (2026.7.16.)

- 世界最大規模の女性発明イベント(「2026 女性発明王 EXPO」)が 7 月 16 日に開幕
- 韓国国内外の優れた女性発明品の展示・人工知能体験の運営、事前登録者向け景品プレゼントの提供

世界中の女性発明家による革新的で斬新なアイデアや発明品を直接見て体験できる「2026 女性発明王 EXPO」(以下、博覧会)が、7 月 16 日(木)～18 日(土)まで、COEX(ソウル市江南区)の The Platz で開催される。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)が主催し、韓国女性発明協会(イ・ヘヨン会長)が主管する本博覧会は、世界最大規模の女性発明イベントであり、「大韓民国女性発明品博覧会」と「世界女性発明大会」を併催し、韓国国内外の優れた女性発明品を一堂に披露する。

今年で第 26 回を迎える「大韓民国女性発明品博覧会」では、韓国国内の女性発明企業 54 社の革新的な発明品を見ることができる。生活、美容、産業、技術、食品など、様々な分野の女性発明品が展示され、来場者は会場で製品を直接体験し、購入することもできる。イベント期間中に行われるライブコマースでは、優れた女性発明品を最大 50%割引価格で販売する。

同時に開催される「第 19 回世界女性発明大会」には、21 カ国から過去最多となる 595 点が応募された。応募作品は審査を経て、18 日(土)の授賞式で大賞(グランプリ)をはじめとする本賞と特別賞が授与される。

17 日(金)には「グローバル女性 IP リーダーシップアカデミー」が開催される。△AI 時代における国際商標の成功条件(株式会社 Dexter Krema のソン・ドンジン代表取締役) △AI 時代における知的財産基盤企業の技術事業化戦略 (タナリシスのチェ・インギョン代表) △女性発明起業家に聞く発明と創業(ラテラピアのキム・ヒョリョン代表、クウェートの ELECTRODIS TECH のジェ

ナン・アルシェハブ代表)をテーマに講演が行われ、知的財産、商標化、技術事業化など、女性発明企業の成長戦略と実務経験を共有する予定だ。

このほかにも、AI 技術を活用した様々な体験プログラムが用意されている。手描きの絵を AI が作品として再現する「AI マジックスケッチ」、顔を認識し、その場で風刺画を作成する「AI カリカチュア」、自分だけのキーホルダー作りなどを楽しむことができる。また、展示館の観覧認証イベントに参加すると、毎日先着 100 名にホログラムバッグが贈呈される。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「女性発明王 EXPO は、世界の女性発明家の革新性と技術力を広め、新たな成長の機会を創出していく代表的な国際女性発明フェスティバルだ」とし、「女性の繊細で斬新な生活の中のアイデアが特許製品として事業化され、国際市場に進出できるよう全面的に支援していく」と述べた。

一方、今回の博覧会は誰でも無料で観覧できる。ウェブサイト*にて事前登録を行った上で会場を訪れた来場者には、抽選でレトロ風の小型冷蔵庫、ワイヤレス扇風機、美容機器など、様々な景品が当たるキャンペーンを実施する。

* www.kiwie.or.kr

2-4 太陽光発光ダイオード(LED)を用いた交通安全技術を開発したチョ・ジョンスク氏が、「今年の女性発明王」を受賞

韓国知識財産処(2026.7.20.)

- 7月16日から18日までの3日間開催された「2026 女性発明王 EXPO」が閉幕

第19回大韓民国世界女性発明大会において、スマートエネルギー(株)のチョ・ジョンスク代表が「知能型交通情報送受信信用ソーラーデリネーター(視線誘導標識)」で最高賞であるグランプリ(最優秀賞)を受賞し、今年の「女性発明王」の栄誉に輝いた。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)が主催し、韓国女性発明協会(イ・ヘヨン会長)が主管した今回の大会は、7月16日から18日までソウルの COEX ザ・プラッツで、女性発明品博覧会とともに「2026 女性発明王 EXPO」として統合開催された。特に今年は世界 21 カ国から合計 591 点が出品さ

れ、歴代最大規模となり、生活・美容・産業・技術など多岐にわたる分野で女性発明家たちの斬新な発想と革新的な技術が披露された。

グランプリ(最優秀賞)を受賞したチョ・ジョンスク代表の発明は、太陽光発光ダイオード(LED)と交通情報送受信センサーを組み合わせた知能型交通安全施設である。車両のヘッドライトの反射に依存していた従来のデリネーター(視線誘導標識)の限界を改善し、様々な環境下で道路の境界を鮮明に表示するとともに、知能型交通インフラの活用可能性を高めた点で高い評価を受けた。

優秀賞(セミグランプリ)は、①キム・ミギョン氏(株式会社 EL 産業)の「境界ブロック貯水槽」②イ・ミナム氏(株式会社 YH ライフ)の「靴用インソール」③マティヤ・ヤクボヴァ・パラハット氏(ウズベキスタン)の「配管用水分含有量測定器」④ファン・ジュンサン氏(台湾)の「生分解性 PP プラットフォーム」⑤パリヤ・トルク氏(ニュージーランド)の「皮膜形成型液体絆創膏システム」がそれぞれ受賞した。

特許審判院のキム・ギボム院長は、「今後も女性発明家たちの優れた発明が特許や事業化につながり、海外市場への進出にまで拡大できるよう、関連支援を継続的に強化していく」と述べた。

2-5 複雑な特許審判の争点、判例で一挙に把握

韓国知識財産処(2026.7.16.)

- 特許審判院、「頻繁に引用される判例を中心とした審判ガイド」を発行
- 審判の専門性・一貫性を高め、知的財産紛争解決の信頼性を向上

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)の特許審判院は、知的財産審査・審判官の専門性と、審判利用者の審判に対する理解度を高めるため、特許および商標の審判実務において問題となる主要な争点と判例を体系的に整理した「頻繁に引用される判例を中心とした審判ガイド」を発刊したと 19 日に発表した。

今回のガイドブックは「特許・実用新案編」と「商標編」に分けられて刊行され、判例を単に羅列する従来の方式から脱却し、審判官が事件を検討する際の審理順序に基づく基準と争点に焦点を当てて刊行された。審判請求の適法性、争点の確定、証拠の検討などに関する規定と判例を網羅し、重

要な争点については過去の判例と比較して収録することで、判例の推移を漏れなく把握できるようにした。

特許審判院は、今回の案内書を活用し、知的財産における審判制度の全般にわたる審査官・審判官の法的理解度を向上させる一方、今後の法令改正、主要な判例の変動、審判実務の改善事項などを継続的に反映させ、毎年案内書の完成度を高めていく計画である。

特に、今回の審判ガイドを活用すれば、審判業務に従事する専門家だけでなく、審判に関心を持つ一般国民も、知的財産権分野の審判に関する判断基準や審判実務をよく理解することで、法的紛争における勝敗をより客観的に予測できるようになると期待される。

特許審判院のキム・ギボム院長は、「知的財産審判の判断は、知的財産市場の安定性と予測可能性を左右する基準点である」と強調し、「今回のガイドブックが審判官の専門性を高め、国民や企業が信頼できる知的財産紛争解決の基盤を強化するのに役立つことを期待する」と述べた。

一方、「頻繁に引用される判例を中心とした審判ガイド」は、韓国知識財産処特許審判院のウェブサイト*を通じて誰でも確認することができる。

2-6「偽の実験データ、抜け道の特許はもうやめよう」特許の信頼性を損なう不正な出願行為を厳しく取り締まる

韓国知識財産処(2026.7.21.)

－ 特許法に信義誠実の原則を新設・虚偽行為罪の整備、審査手続きの改善などを推進

今後、実験データの虚偽記載や、あまり知られていない他人の発明を先取りして特許出願を行うなど、信義則に反する行為があった場合、厳格な審査に加え、登録された特許の無効化や刑事処罰の対象となる。これは、特許の信頼性を損なう不正な出願行為を防ぐための措置である。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は7月21日(火)、信義則に反する行為を規制できるよう法令と制度を整備し、大規模かつ反復的な欺瞞行為には厳正に対処する計画であると発表した。

- A 社は、虚偽の実験データを記載して特許を取得した後、特許侵害訴訟を提起したが、訴訟の過程で虚偽の記載が明らかになったものの、該当部分のみを削除することで特許権を維持した
- B 社は、他者の技術資料を自社のものであるかのように明細書を作成して特許を出願・登録し、その後、特許侵害訴訟を提起した。訴えられた企業は、莫大な訴訟費用の負担により和解金を支払った
- C 社は、機械装置の発明を出願する際、化学組成が機械分野の審査官にとって馴染みの薄いことを利用し、機械装置と技術的な関連性のない化学組成を単に付加して特許を取得した後、広報用・入札用の特許として活用した

<信義則違反行為を規制するための特許法の整備>

特許法に信義誠実の原則を盛り込む計画だ。現在は、虚偽の実験資料を作成して審査官を欺き、特許を取得したとしても、問題が発生した際に当該部分のみを削除すれば特許を維持することができる。そのため、虚偽の資料が含まれた明細書で特許を取得しようとする試みを事前に阻止することは困難である。

韓国知識財産処は、明細書に虚偽の資料が記載され特許が登録された事実が発見された場合、当該特許の訂正を認めず、特許全体を無効にできる措置を講じる予定だ。「信義誠実の原則」に違反した特許出願と疑われる場合には、拒絶理由を通知し、出願人が正当な出願であることを自ら立証するよう求める手続きも設ける計画だ。

<欺瞞行為への厳正な対応に向けた「虚偽行為の罪」規定の改正>

現行特許法の「虚偽行為の罪」も整備する。現行規定は、「虚偽またはその他の不正な行為」(対象行為)により「特許決定を受けた者」(処罰対象)を処罰するよう定めているが、対象行為が曖昧であり、処罰対象が狭すぎるという限界がある。

あまり知られていない他人の発明を模倣して特許を出願しても、その行為自体が「虚偽その他の不正な行為」に該当するかどうか曖昧であるため、特許は無効になっても行為者が処罰されないケースがあった。処罰対象も「特許決定を受けた者」とされており、技術資料を盗用して特許出願を行っても、特許査定が下されなければ処罰できないという問題がある。技術資料の盗用行為を事前に阻止することが難しい構造となっているのだ。

韓国知識財産処は、「虚偽行為の罪」の規定を改正し、処罰可能な行為類型を具体化するとともに、特許査定を受けられなくても虚偽行為を繰り返す場合には処罰できるようにする計画だ。量刑を刑法の「公務執行妨害罪」などの水準まで強化*し、欺瞞行為に対してより厳重な対応に乗り出す方針である。

*（現行）3年以下の懲役または 3,000 万ウォン以下の罰金 → （改正）5年以下の懲役または 5,000 万ウォン以下の罰金

< 抜け穴特許の登録防止に向けた共同審査の推進 >

審査官を欺いて特許を取得する目的で、中核技術とは無関係な他の技術分野から無意味な構成を持ち込み、単純に組み合わせるといった抜け穴特許出願も阻止する方針だ。主要な構成が機械装置であるにもかかわらず、これとは無関係な化学的な透明被覆（コーティング）技術が複合された特許出願の場合、審査官にとって馴染みの薄い他の技術分野の無意味な構成を単純に付加し、技術が複合された特許出願を行う事例が発生している。これは特許の品質を損なう事例である。

韓国知識財産処は、抜け穴特許出願が疑われる単純な複合技術の特許出願について、技術分野別の審査官が共同で審査を行う「諮問型協業審査」を実施し、こうした特許が登録されないよう事前に阻止する予定だ。

抜け穴特許が登録された場合には、当該技術分野に専門性を持つ他の審査官と協力し、職権で無効審判を請求する予定だ。また、審査官が職権で無効審判を請求する場合、審判所の決定に対する特許裁判所での審決取消訴訟については、訴訟専門担当官が専任で対応*するようにし、訴訟対応における審査官の負担を軽減する計画だ。これは、審査官がより容易に職権無効審判制度を活用できるようにするためである。

* (現行)無効審判を請求した審査官が審決取消訴訟に対応 → (改正)訴訟専門担当官が専任で対応

韓国知識財産処のチョン・ヨンウ次長は、「不正に特許を取得しようとする行為は、知的財産行政への信頼を損なう深刻な結果を招く」とし、「抜け穴を利用した特許を排除し、誠実な発明者や企業の『真の技術』が正当に保護される環境を整えていく」と述べた。

2-7 韓国知識財産処、政策業務の AI 転換 (AX) に向け AI エージェントを自ら開発し、適材適所で活用！

韓国知識財産処 (2026.7.22.)

- 業務に必要な AI エージェント 3 種を処内で開発、働き方を一変させる！
- 現場の知見と AI を融合させ、知的財産 AI 転換 (IP-AX) を本格的に推進 -

韓国知識財産処 (キム・ヨンソン処長) は、人工知能 (AI) を活用して従来の政策業務を革新できる AI エージェント*を独自に開発し、運用中であると発表した。

* AI エージェント: ユーザーの要求に応じて様々な作業を自動的に実行・支援する AI システム

5 月に発足した知的財産 AI 転換推進団 (以下、「IP-AX 推進団」) は、効率的な業務遂行に必要な 3 種類の AI エージェントを対話型 (VIBE) コーディングで開発し、適材適所に活用することで、働き方を段階的に変革している。

IP-AX 推進団はまず、①韓国知識財産処内部で使用する政策会議用知識ウィキ (LLM Wiki*) ②海外の知的財産機関による AI 関連の報道資料を自動収集・分類・分析する AI リポジトリ③立法予告・発議法案に関する実態調査、担当部署の選定および法案検討を支援する AI エージェントなどを、別途予算を割くことなく試験的に構築した。

* 「Vibe Coding」という用語を初めて使用したアンドレイ・カルパシー (元 Tesla AI 統括、現 Anthropic) が 4 月に公開した斬新な発想であり、AI が Wiki 文書を自動生成・連結して質問に回答する

<政策会議知識ウィキ (LLM Wiki) >

「政策会議知識ウィキ(LLM Wiki)」は、内部の大規模言語モデル(LLM)を利用して、これまで蓄積された政策会議の文書をウィキ文書として自動再生成し、相互にリンクさせることで、ユーザー(政策担当者)は自然言語による質問*だけで、内部の知識に基づいた最適な回答を得ることができる。これにより、政策ごとの推進履歴を体系的かつ容易に把握できるほか、新規政策の発掘において AI の支援を受けるなど、政策業務のあり方も AI による大変革に歩調を合わせることができると期待される。

* (例)「若者の雇用創出に関連する知的財産政策または事業を整理してほしい」、「各国別の政策実施計画(年度別)報告書を作成し、今後の協業の方向性を提案してほしい」

<海外知的財産機関のプレスリリースアーカイブ:IP-AX News Archive>

従来は、海外の知的財産機関の公式ホームページを一つひとつ訪問し、特定のテーマ(例:知的財産分野における AI 政策)に関連するプレスリリースを手作業で調査しなければならなかった。現在では、自律型エージェント型 AI が毎日、世界中の知的財産機関が配信したプレスリリースをリアルタイムで検索し、サブテーマ別*に分類した後、簡単な韓国語要約とともに原文の URL を提供している。さらに、関連部署では、AI アーカイブ(内部用ウェブサイト)に蓄積されたプレスリリースを基に、AI が生成した国際知的財産(IP)動向レポートも受け取れるようになった。

* (例) AI 発明の特許適格性、機関別の AI 審査システムの現状、AI 政策、資料など

<立法予告・発議法案の実態調査および法案検討の支援:IP-AX Law Monitor>

知的財産に関連する各省庁の立法予告や国会発議法案の現状についてもリアルタイムで実態調査を行い、これに対する担当部署の選定および法案検討を支援する AI エージェントを活用するなど、多角的な革新サービスを自ら企画・実行している。

こうした AI 転換の試みは、実際の政策現場において AI の活用可能性と限界を検証し、最適な活用シナリオを見出すための実験でもある。政策担当者が AI の適用範囲を正しく把握してこそ、国民が即座に実感できる公的 AI サービスを設計できるためだ。このため、下半期には AI 発表会や共同研修を開催し、処内の AI 研究グループを支援するなど、実務課題解決型の AI 転換(AX)組織文化を醸成していく計画だ。

韓国知識財産処のチョン・ヨンウ次長は、「AI 大転換の時代においても、政策のユーザー中心のサービスを提供することを最優先としなければならない、そのためには政策担当者の AI 専門性強化を基に、考え方の枠組みを根本的に変える変化が必要だ」とし、「今後も AI を効果的に活用できるサービスを発掘・高度化し、知識財産分野における AI 大転換を推進していく」と述べた。

2-8 未来技術の理解から強力な特許の創出まで！韓国知識財産処と SK、テックコンサートを開催

韓国知識財産処 (2026.7.23.)

- 半導体・次世代熱管理ソリューション・次世代バッテリーの最新技術説明会を開催
- 国際特許競争力の確保に向けた政策懇談会も併せて開催

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、7月23日(木)9時30分、国際知的財産研修院(大田広域市 儒城区)にて、SK グループと共同で「MOIP* テックコンサート」を開催する。

* MOIP (Ministry of Intellectual Property) : 韓国知識財産処の英語名称

今回のイベントでは、SK ハイニックス、SK イノベーション、SK オンの研究陣が、それぞれ高帯域幅メモリ(HBM)、液浸冷却、次世代バッテリーの最新技術を紹介する。特許審査官たちは研究陣と共に、最新技術の動向や特許上の争点を議論し、先端技術に対する理解を深め、審査の専門性を強化する予定だ。

今回のイベントで取り上げられる高帯域幅メモリ(HBM)と液浸冷却、次世代バッテリー技術は、政府が推進する「大韓民国大飛躍 3 大メガプロジェクト」の中核技術の一つである。韓国知識財産処は、未来技術の育成とともに、これを支える国際的な特許競争力を確保することに政策の力を集中させる計画だ。

また、韓国知識財産処のチョン・ヨンウ次長と SK SUPLEX 追求協議会*チャン・ジョンファン副社長が出席する知的財産政策懇談会も開かれる。懇談会では、先端分野における国際特許競争力の強化や、AI 時代に即した知的財産制度の改善策などについて議論する。

* SK SUPLEX 追求協議会:SK グループ経営の最高協議機関

技術革新のスピードが速い先端産業においては、研究現場の技術を正確に理解することが、正確な特許審査と強力な特許創出の出発点となる。MOIP テックコンサートが、研究者と特許審査官が直接コミュニケーションを取りながら、技術と特許を結びつける新たな官民協力モデルとなることが期待される。

韓国知識財産処は、今回を皮切りに、未来の移動手段、バイオ・食品、先端素材など、国家戦略技術分野を中心に「MOIP テックコンサート」を継続的に開催し、産業界との対話を拡大する計画だ。

SK SUPEX 追求協議会のチャン・ジョンファン副社長は、「技術競争力がそのまま国際競争力につながるため、優れた技術を迅速かつ強力な特許で保護することが何よりも重要だ」とし、「今日のように研究者と審査官が直接対話する場が増えることを歓迎する。SK グループも今後、韓国知識財産処と緊密に協力し、韓国の先端産業の特許競争力強化に貢献していく」と述べた。

韓国知識財産処のチョン・ヨンウ次長は、「韓国知識財産処は、韓国企業の先端技術を世界市場で通用する強力な特許へとつなぐ役割を担っている」とし、「『MOIP テックコンサート』が、産業界と特許審査官が共に未来技術を理解し、韓国の中核技術の特許競争力を高める代表的な対話の場となるよう、積極的に推進していく」と述べた。

2-9 韓国知識財産処の特別司法警察、技術・知的財産保護の先鋒として新たなスタートを切る

韓国知識財産処(2026.7.23.)

- 韓国知識財産処、「技術・知的財産の保護に向けた特別司法警察の発足式」を開催
- (1) 専門性と責任感に基づき、(2) 基本権と人権を尊重し、(3) 国民と企業が信頼する技術・知的財産専任の捜査組織となるという意志を表明

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、7月23日(木)午前11時、政府大田庁舎の大会議室(大田広域市西区)において、技術流出・窃取への対応体制の拡大・改編を記念し、技術・知的財産犯罪に対する厳正な対応の意志を対内外に示すため、「技術・知的財産の保護に向けた特別司法警察の発足式」(以下「発足式」)を開催した。

国家間の技術覇権争いが激化する中、半導体や二次電池などの先端技術は、企業を超え、一国の競争力に直結する戦略資産としての地位を確立している。こうした技術は、その戦略的重要性から海外へ流出する場合、国家・経済の安全保障に重大な脅威となり得るが、年々流出事例が増加しているのが実情である。

* 産業技術の海外流出摘発件数(国家情報院): (2020) 17 件 → (2022) 20 件 → (2024) 23 件

韓国知識財産処の特別司法警察は、こうした技術流出・窃取に迅速かつ厳正に対応するため、6 月 30 日、技術流出・窃取捜査の専任組織 3 課を新設し、技術警察官 34 名を増員した。これにより、韓国の先端技術を保護するための重要な時間的余裕を確保し、圧倒的な技術強国を築いていくことに貢献する計画だ。

今回の発足式には、共に民主党のパク・ボムゲ国会議員をはじめ、検察・警察など関係機関の主要人物が出席する中、韓国知識財産処の特別司法警察の新たな発足を宣言し、①専門性と責任感に基づいた技術流出・窃取および知的財産犯罪への対応、②捜査全プロセスにおける適法手続きの遵守と国民の基本権・人権の保護、③清廉かつ誠実な捜査を実施し国民と企業の信頼確保を誓った。

パク・ボムゲ議員は「今日では、半導体の設計図一つ、中核となるプロセス技術一つが企業の存続を決定し、国家の未来を左右する」とし、「本日における韓国知識財産処・特別司法警察の新たな出発が、大韓民国の知的財産を守り、韓国の企業の革新を保護する契機となることを期待する」と語った。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「技術と知的財産は、企業を超え、国家の成長を決定づける重要な基盤である」とし、「最高の専門性を基に犯罪に迅速かつ断固として対応しつつ、捜査過程において基本権と人権を最優先し、国民と企業から信頼される特別司法警察となるよう努める」と述べた。

- 諮問団の発足式・懇談会を開催…人工知能(AI)を活用した知的財産行政の革新を推進

【関連する国政課題】24. 世界最高の AI 民主政府の実現

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、7 月 24 日(金)14 時、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)にて、次世代知的財産行政システム(以下「次世代 IPNEX*」)の構築に向けた「諮問団発足式および懇談会」を開催し、事業に本格的に着手すると発表した。

* IPNEX:IP(知的財産) - NEX(Next・次世代／Nexus・統合／X・転換)

韓国知識財産処は 6 月 30 日(火)、次世代 IPNEX の情報化戦略計画(ISP*)および業務再設計(BPR*)策定事業の契約を締結した。今回の事業は、次世代システムの再構築にとどまらず、知的財産の出願・審査・登録・審判など、知的財産の行政全般を人工知能(AI)中心へと転換(AX)させ、国民向けサービスの水準を革新することを目標としている。

* ISP(Information Strategy Planning)、BPR(Business Process Reengineering)

また、本事業は、これまで韓国知識財産処が実務に数年にわたり段階的に導入してきた AI 革新の成果と基盤施設を土台として推進される。

今回発足する諮問団は、システムの近代化と転換(AX)の主要分野における専門的な意見や政策提言を幅広く反映できるよう、AI 技術の動向、関連法制度、知的財産サービス分野の産(4 名)・学(3 名)・研(3 名)の専門家によってバランスよく構成されており、システム設計の方向性や予備妥当性調査への対応戦略を集中的に検討・助言する予定である。

諮問団の発足式(委嘱状授与)に続いて行われる懇談会では、韓国知識財産処が次世代 IPNEX の構築計画を紹介し、委員たちは「AI に基づく知的財産行政の革新」をテーマに、システムの近代化および AX 転換の成功に向けた推進策を重点的に議論する。

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は、「次世代 IPNEX 構築事業は、単なるシステムの入替えにとどまらず、AI 時代の知的財産行政体系を新たに確立する事業である」

とし、『世界最高の AI 民主政府の実現』という国政課題に歩調を合わせ、誰もが認める世界最高水準の知能型知的財産行政サービスの基盤を整備していく」と述べた。

2-11 AI が考案したアイデア、私が特許取得できるだろうか？

韓国知識財産処(2026.7.27.)

- 産・学・研・官の知的財産分野の権威が一堂に会する…「知的財産戦略フォーラム」が発足
- 27 日に第 1 回公開討論会を開催、「人工知能を活用した技術開発の特許保護」など、中核的な懸案について議論

AI が生み出したアイデアを、人がそのまま特許として出願した場合、特許を取得できるのだろうか？

人工知能技術の急激な発展に伴い浮上したこのような疑問に答えるため、韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)と韓国

工学アカデミー(ユン・ウィジュン会長)は、7 月 27 日(月)午前 7 時、朝鮮パレス(ソウル市江南区)にて、知的財産の官民協力の中核である「知識財産戦略フォーラム」を発足させたと発表した。

AI による大変革と技術覇争いが激化する中、知的財産の役割は技術主権確保のための中核戦略として定着しつつある。これを受け、企業の最高経営責任者、工学界の碩学、政府・研究界・法曹界の専門家らが一堂に会し、産業・技術環境の変化に伴う知的財産の懸案を議論し、国家発展戦略を提示するため、「知的財産戦略フォーラム」を発足させた。

知的財産戦略フォーラムの委員長には、知的財産と産業政策において豊富な経験と見識を持つ元特許庁長官兼元産業通商資源部のソン・ユンモ氏が就任する。産・学・研・官の最高専門家たちを網羅する公開討論会の運営委員たちが、最新の知的財産テーマを選定し、深みのある議論を通じて、知的財産強国への飛躍と国家発展のための政策を提言する。

発足式に続き、同日開催された第 1 回公開討論会では、「AI を活用した技術開発、どこまで特許で保護すべきか？」をテーマに、深い議論が行われた。最近では、AI を用いて国家の難題を

解決しようとする「K-ムーンショット(K-Moonshot)プロジェクト」など、AI が研究開発全般に急速に普及している。出席者たちは、こうした状況下で「AI をツールとして使用した成果物のうち、どこまでが人間の発明なのか」、「人間の創造的貢献をどのように判別するのか」などについて議論した。

韓国工学アカデミーのペク・ウンオク副会長が座長を務め、KAIST 文術未来戦略大学のパク・ソンピル院長が基調講演を行った。続く討論には、ハンヤン大学哲学科のイ・サンウク教授、カカオ AI のキム・ギョンフンセーフティリーダー、LGAI(AI) 研究院のイム・ウヒョン院長、および知識財産処のヤン・ジェソク特許審査企画局長が参加し、産業界・学界・政府の観点から、AI を活用した発明の保護の方向性について多角的な意見を交わした。

知識財産戦略フォーラムのソン・ユンモ委員長は、「AI・半導体などの技術覇権争いの時代において、知識財産は国家存亡を左右する中核的な戦略資産である」とし、「知識財産戦略フォーラムが、産業界の生の現場の声を政策に結びつけ、大韓民国が国際的な知識財産強国へと飛躍するための国家戦略の設計において、中核的な架け橋の役割を果たせるよう最善を尽くす」と述べた。

韓国工学アカデミーのユン・ウィジュン会長は、「知識財産戦略フォーラムが工学界と産業界の現場の課題を的確に捉え、さらには国家の知的財産政策を動かす力につながることを願う」と強調した。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「技術革新の成果が国家の競争力につながるためには、研究開発と知的財産戦略の有機的な連携が不可欠だ」とし、「知的財産戦略公開討論会を、韓国を代表する官民協力場として発展させていく」と述べた。

一方、知識財産戦略フォーラムは年 3～4 回、朝食会形式の公開討論会として運営され、議論された主な内容は刊行物として発行され、知的財産政策の策定における基礎資料として活用される予定だ。

キム・ジオンさん(慶南チルチョン小学校 5 年生)が出品した「初期火災避難用呼吸グリップトック」が、第 39 回大韓民国学生発明展示会で、中・高校生を抑えて栄誉ある大統領賞を受賞した。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)が主催し、韓国発明振興会(ク・ジャヨン会長)が主管する「2026 青少年発明イベント」が、7 月 30 日(木)～8 月 1 日(土)まで EXCO(EXCO、大邱市北区)で開催される。

「2026 青少年発明イベント」は、青少年の創造的で斬新なアイデアを発掘し、発明文化を拡散するために毎年開催される、韓国国内最大規模の青少年発明イベントだ。今年は「自分の中の小さな発想、明日の光となる」というスローガンのもと、史上初めて大邱(テグ)で開催される。

イベントは 7 月 30 日(木)午前 11 時の開幕式を皮切りに、(1)第 39 回大韓民国学生発明展示会の表彰および展示、(2)2026 大韓民国学生創造力チャンピオン大会の本選および表彰、(3)来場者が一緒に楽しめる発明・知的財産教育体験活動などが多彩に繰り広げられる。

(1) 今年の大韓民国学生発明展示会には、合計 6,959 件の斬新なアイデアが寄せられた。これは昨年より 1.7%増加した規模であり、合計 9 段階の審査を経て、大統領賞をはじめとする合計 183 件の優秀作品が最終選定された。

大賞は「初期火災避難用呼吸グリップトック」(キム・ジオン、慶南チルチョン小学校 5 年生)に贈られた。「初期火災避難用呼吸グリップトック」は、火災時にグリップトックを広げて口と鼻に当てると、活性炭と不織布フィルターが有毒ガスや微粒子を遮断する仕組みになっている。キム・ジオンさんは「本物の防毒マスクほど長くは持たなくても、急いで避難する最初の 1～2 分を確実に稼ぐことができるだろう」と語った。

国務総理賞は、換気扇特有の低周波騒音を低減した「換気扇外部取り付け型騒音低減パネル」(ユン・ジェヒョン、大田テシン高校 3 年生)と、重い点滴スタンドなしでリュックサックのように背負える「患者の移動の自由のためのバックパック式点滴装置」(キム・テイン、スワン小学校 6 年生)が受賞した。大統領賞受賞作を含む主な受賞作は、イベント期間中、展示館で自由に観覧できる。

(2) 韓国国内の小中高校生がチームを組んで問題解決能力を競う「2026 大韓民国学生創造力チャンピオン大会」の本選も同時に幕を開ける。合計 520 団体が応募し、市道予選を経て選抜された 48 の代表チームが、現場で表現課題・製作課題・即席課題の 3 つのミッションを遂行する。このうち、解決策を 1 本の創作劇として表現する「表現課題」は一般観客にも公開され、授賞式はイベント最終日の 8 月 1 日(土)に行われる。

(3) イベント期間中、来場者であれば誰でも無料で参加できる体験スペースが運営される。人気の科学 YouTuber「ギークブル」と一緒に進めるロボット体験をはじめ、「風力発電装置作り」、「人工知能(AI)を活用した自分だけの絵の刻印」などを実際に体験できる。このほか、発明・進路の相談やアドバイス、ライフサイクル別の知的財産教育情報を一目で確認できる「発明・知的財産教育情報館」も併せて運営される。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「AI の時代には、新たな価値を生み出す創造性とチャレンジ精神が何よりも重要である」とし、「今年は大邱でイベントが開催されることから、嶺南(ヨンナム)地域をはじめとする韓国国内の青少年が発明をさらに身近に体験し、未来の人材として成長できるよう、惜しみなく支援していく」と述べた。

なお、イベントの観覧および体験は午前 10 時から午後 5 時まで誰でも無料で入場でき、詳しい案内や団体観覧の申し込みは発明教育ポータル*で確認できる。

* www.ip-edu.net

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 海外で偽 K-ブランド商品を見つけたら、「写真を撮って教えてください」

韓国知識財産処(2026.7.29.)

- 韓国知識財産処、7 月 30 日に「偽 K-ブランド通報センター」を開設
- 発見、撮影、投稿…国民からの通報は企業に迅速に伝えられ、現地での法的対応まで連携
- 「K-ブランド守護者」を通じて、海外での商標の無断先取りリスクを事前に警告

海外旅行中だった A さんは、現地のショッピングモールで、韓国の有名美容ブランドと類似した看板や店内装飾を使用している店舗を発見した。これに対し A さんは、当該店舗の看板や製品写真を撮影した後、スマートフォンから「偽 K-ブランド通報センター」にアクセスして簡単に通報し、知識財産処は権利者に直ちに通知するとともに、現地での警告状の送付などの対応を支援した。

韓国の食品企業 B 社は、東南アジアへの進出を準備するにあたり、自社の商標を「K-ブランド守護者」サービスに事前に登録しておいた。その後、現地で第三者が類似の商標が出願されると、守護者サービスから B 社に対し、無断先取りの疑いがある旨の警報が直ちに送信された。B 社は当該国で異議申し立てを行い、無断先取りによる商標登録を阻止し、現地での商標出願を通じて安定した海外進出の基盤を築くことができた。

海外旅行中に韓国の商標を模倣した偽店舗を発見した場合、今後は携帯電話で店舗を撮影し、手軽に通報することができる。国民から通報された疑わしい事例は、専門家による審査を経て当該企業に通知され、必要に応じて現地での対応まで連携される。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、海外で拡大している偽商品、商標の無断先取り、店舗の雰囲気の間接模倣など、いわゆる「偽 K-ブランド」への対応を強化するため、7 月 30 日(木)に「偽 K-ブランド通報センター」と「K-ブランド守護者」サービスを導入すると発表した。

<(1) 国民が発見した偽 K-商標、写真で手軽に申告>

「偽 K-ブランド通報センター」は、韓国国民が海外の店舗、オンライン取引サイト、SNS などで発見した偽 K-商標の疑いのある事例を、オンラインで手軽に申告できるように設けられた窓口だ。同センターは、韓国知識財産保護院が運営する「K-ブランド保護ポータル」内に開設*され、通報専用の QR コード、画像・位置情報に基づく簡易な通報機能などを提供し、韓国国民が現場から直接通報できるようにする予定だ。

* <https://ip-navi.or.kr/kbrands/angel.do>

受け付けた通報は、韓国商標との類似性および誤認・混同の可能性、侵害の蓋然性などを検討した後、商号・看板の盗用、偽商品の流通、韓流のアイデンティティ毀損などの侵害類型別に分類し、データベース化する。有効な通報と判断された場合は、K-商標の権利者に迅速に通知し、その後の対応まで支援する。

現地の商標権がある場合は、侵害証拠の収集、行政・刑事取り締まりなど、商標権侵害への対応へと連携し、現地の権利がない場合や権利関係が不明確な場合でも、不正競争行為や消費者保護法違反など、現地の法・制度に合わせて対応策を模索できるよう、「K-商標紛争対応戦略支援事業」とも連携する計画だ。

知識財産処は、通報センターの開設に合わせて、7月30日(木)17時、ソウル・ソンスの「オリーブヤング N ソンス」前で「K-ブランド守護天使キャンペーン」も開催する。会場では、偽 K-商標の通報体験、正規品と模倣品の比較展示、守護守護天使認定書の発行などを通じて、国民の通報参加と正規品購入の文化を広めていく計画だ。

〈(2) 海外商標の無断先取りリスクは、人工知能(AI)・情報分析による事前警報〉

知識財産処はこれと併せて、韓国企業が海外で自社の商標が現地の者によって無断で登録されるリスクを事前に把握できるよう、「K-ブランド守護者*」サービスも提供すると発表した。このサービスは、海外の商標出願情報、無断先取りの履歴、出願人・代理人の反復出願パターン、韓国商標との類似度などを総合的に分析し、国別・業種別のリスク等級と警報を提供する、紛争予防型の K-商標保護サービスである。

* <https://ip-navi.or.kr/kbrands/guard>

特に、「無断先取り通知サービス」に自社の商標を登録しておけば、海外で類似の商標が出願されたことが確認された場合、電子メールを通じて発見された国と商標情報を自動的に通知してくれる。さらに、出願人・住所・代理人情報をもとに、繰り返し出願、多国間出願、指定商品の拡大などの出願類型を分析し、商標ブローカーの候補群を選定して必要な企業に提供するとともに、企業が商標名や写真を入力すれば、海外主要国の商標との類似度を確認できる機能も提供する計画だ。

今後も知識財産処は、通報センターへの受付事例や「守護者」サービスの分析結果に基づき、海外での商標の無断先取りや模倣品が頻発する国・業種を継続的に管理するとともに、必要に応じて現地の法的対応、取締機関との連携、海外取引プラットフォームとの協力など、事後支援を拡大していく計画だ。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「K-商標が世界的に人気を博している中、これを模倣、または無断で便乗しようとする試みに対する政府の実効的な対応が何よりも重要だ」とし、「今後は政府や企業だけでなく、国民や消費者も共に偽 K-商標を通報し、正規品を購入する文化を広めるなど、海外における K-商標をよりきめ細かく保護するための多角的な対応体制を強化していく」と述べた。

3-2 韓国知識財産処、「デザイン紛争対応諮問団」を発足

韓国知識財産処(2026.7.31.)

-デザイン(意匠)紛争の予防に向け、先んじた対応を強化…実務・学界の専門家 7 名が参加

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、7 月 31 日(金)14 時、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)の大会議室にて、「デザイン紛争対応諮問団」の発足式を開催すると発表した。

デザインは企業の競争力とブランド価値を左右する中核的な知的財産として定着しており、人工知能(AI)技術の発展により創作や活用が容易になっただけに、模倣や変形をめぐる紛争もますます複雑化している。これに伴い、紛争発生後の対応だけでなく、新たな争点を先んじて発掘し、実効性のある紛争対応策を講じる必要性が高まっている。

今回発足する諮問団は、デザイン紛争対応政策の策定に現場の声を反映させるために構成された。デザイン分野で長年にわたり豊富な経験を積んできた実務専門家 6 名と学界の専門家 1 名など、合計 7 名が参加し、諮問団長にはキム・ウン弁理士(ヘウム特許法人)が務める。

諮問団の発足式(委嘱状授与)に続き、第 1 回会議が行われる。韓国知識財産処は、積極行政の一環として、デザイン権の保護を強化し、オンライン上で流通する模倣品に迅速に対応するた

めの政策を議論する予定だ。諮問委員は、現場で蓄積した実務経験と専門知識をもとに、制度改善の必要性や実務事例、具体的な運営案などについて意見を交わす。

韓国知識財産処のパク・ジンファン知識財産紛争対応局長は、「諮問委員たちが産業現場や学界で蓄積した経験と専門性を基に、デザイン紛争の新たな争点を発掘し、実効性のある対応策を提案してくれることを期待している」とし、「今後、諮問団の議論の結果を関連政策や制度の改善に積極的に反映させていく」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国の独自の言語と文化遺産が込められた商標やデザインの逸品を募集中

韓国知識財産処(2026.7.20.)

- 韓国知識財産処、8月5日まで一般からの推薦・公募を受け付け
- 2026年、文化遺産活用デザイン部門を新設…韓国語の商標、ハングルの書体デザインなど合計3部門で12点を表彰予定

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、8月5日(水)まで、ハングルと文化遺産の美しさおよび価値を知的財産として広めるため、「2026年第11回韓国語商標、第2回ハングル書体デザインおよび第1回文化遺産活用デザイン選定大会」の応募作品を公募すると発表した。

特に今年は、「文化遺産活用デザイン」部門を初めて新設した。公募分野は合計3部門であり、分野別の応募基準は以下の通りである。

- 韓国語商標部門:2026年8月現在、有効に登録・使用中の韓国語(商標の主要部分が固有語、標準語、地域語または方言などハングルで構成されている)商標
- ハングル書体デザイン部門:2026年8月現在、有効に登録・使用されているハングル書体デザイン
- 文化遺産活用デザイン部門(新設):2026年8月現在、有効に登録・使用されており、伝統文化遺産を素材として活用し、現代的に再解釈したデザイン

応募は、商標・デザインの登録権者だけでなく、家族・友人および一般消費者などの第三者も自由に推薦することができる。普段から記憶に残っている、あるいは美しいと感じる韓国の商標・デザインがあれば、QR コードまたはインターネットアドレス*にてオンラインでアクセスし、簡単に応募**することができる。

* <https://forms.gle/gxJdFP8xHB1YNFbeA>

** 商標・デザインの出願／登録番号、出願人／権利者名、商標名称の提出

受賞作品は、専門家による審査と一般審査を経て選定される予定だ。固有語性、独創性、伝統性、公的性など、分野別の審査基準に基づき選定された商標・デザインに対し、文化体育観光部長官賞、知識財産処長賞、国立国語院長賞など、合計 12 点*を授与する。授賞式およびイベントは、10 月 9 日のハングルの日前の 10 月 6～7 日に開催される予定だ。

韓国知識財産処のナム・ヨンテク商標デザイン審査局長は、「韓国固有の言語や文化遺産が込められた商標およびデザインは、世界市場において企業や大韓民国を記憶に残す美しい知的財産となり得る」とし、「国民なら誰でも参加できるため、隠れた商標やデザインの宝石を見つけ出し、積極的に応募してほしい」と述べた。

4-2 世界へ進出する K-フランチャイズ店、まずは商標権の確保が先決だ

韓国知識財産処(2026.7.22.)

- 韓国知識財産処、韓国フランチャイズ産業協会と「フランチャイズ業界懇談会」を開催
- 商標権の取得、海外での無断先取り・模倣店への対応など、現場の課題を聴取

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、7 月 22 日(水)15 時、韓国フランチャイズ産業協会(ソウル永登浦区)にて、積極行政の一環として、加盟店業界の主要企業関係者らとの現場対話懇談会を開催すると発表した。

今回の懇談会は、K-文化・K-フードの普及に伴い、韓国フランチャイズ店舗の商標の海外進出が拡大する中、フランチャイズ業界が直面している商標の権利化、海外での知的財産紛争、政策支援のニーズなど、現場の声に耳を傾け、実効性のある支援策を模索するために設けられた。

最近、韓国のフランチャイズ店舗の商標は、外食産業を中心に海外市場で急速に地盤を広げている。韓国の外食企業は、2025 年時点で 56 カ国に 122 社が進出しており、139 の商標、4,644 店舗を運営しており、海外店舗数は直近 5 年間で 24.8%増加した。

* 出典:「2025 年外食企業の海外進出実態調査」、農林畜産食品部(2026.2.5)

一方、海外進出が拡大するにつれ、知的財産に関するリスクも高まっている。加盟店は、商標名、看板、パッケージデザインなど、知的財産が中核資産であるだけに現地の仲介業者や協力予定者などが韓国企業の商標を先に出願・登録する無断先取りや商標名・看板・店舗の中核的な内容を模倣した現地の模倣店が発生する恐れがあるため、海外進出前に商標権などを迅速に確保することが重要である。

この日の懇談会では、フランチャイズ店の商標に関する韓国国内外での権利化策、海外進出前の商標権確保戦略、商標の無断先取り・模倣店など知的財産リスクの予防、K-商標政府認証制度のフランチャイズ業界における活用策などについて議論する予定だ。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「K-フランチャイズが世界市場で安定的に定着するためには、迅速な海外知的財産権の確保と紛争の予防が何よりも重要だ」とし、「本日の懇談会で提起された現場の意見を政策にしっかりと反映させ、K-フランチャイズの国際競争力強化を積極的に支援していく」と述べた。

4-3 K-文化の普及に向け、文化遺産を活用したデザインの出願件数が、前年同期比で 96%増

韓国知識財産処(2026.7.28.)

- 韓国知識財産処、韓国の伝統文化遺産の魅力がたっぷり詰まった登録デザイン公募を実施中

韓国の伝統文化を題材とした K-コンテンツや商品(「KPOP ガールズ! デーモン・ハンターズ」、国立博物館の「ムーズ」など)の人気を受けて、韓国の文化遺産、伝統文様、ハングルなどを活用したデザイン(意匠)の出願が活況を呈している。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、韓国の文化遺産を活用したデザインの今年上半期の出願件数が 405 件に達し、前年同期(207 件)比で約 96%増加したと発表した。

文化遺産を活用したデザインは、年度別でも 2023 年 431 件、2024 年 490 件、2025 年 690 件と、直近 3 年間で年平均約 27%ずつ成長した。特に今年は上半期だけで 405 件が出願され、関連デザインの出願増加傾向が続いている。

文化遺産を活用したデザインの出願が最も多い分野は小型装飾品であり、次いで印刷関連物品、キーホルダー、織物および家庭用品の順となった。このうち大部分は流行に敏感で製品のライフサイクルが短い物品であり、一部審査制度*の対象となる。

* ファッション・雑貨など流行の移り変わりが早い物品について、新規性など一部の登録要件の審査を省略し、迅速に権利を付与する制度

文化遺産を活用したデザインの保護の中核は、特定の人物に文化遺産を独占させることではなく、伝統を新たに解釈した創作を保護することにある。

文化遺産を活用したデザインを出願する際は、文化遺産デザインの形状をほぼそのまま再現や、従来の形状を単純に組み合わせた程度にとどまる場合は登録が難しく、新しい美感を持つデザインでなければ登録できない点に留意しなければならない。

一方、韓国知識財産処は、韓国の文化遺産の美しさや価値を広めることに貢献した文化遺産活用デザインの出願・登録を奨励するため、「2026 年第 1 回文化遺産活用デザイン選定大会」を初めて新設し、8 月 5 日(水)まで応募作品を公募している。

公募の対象は、韓国の文化遺産を素材として活用し、2026 年 8 月現在、有効に登録・使用されているデザインである。応募はデザイン登録権者本人が行うことができ、本人以外にも消費者などの第三者も、普段から注目していた美しいデザインがあれば自由に推薦することができる。応募希望者は、QRコードまたはウェブサイトアドレス*にてオンラインでアクセスし、簡単に**応募することができる。

* <https://forms.gle/gxJdFP8xHB1YNFbeA>

** 意匠出願番号または登録番号、出願人または権利者名の提出

韓国知識財産処のナム・ヨンテク商標デザイン審査局長は、「朝鮮時代の民画である『虎作図』の滑稽な虎をモチーフにした『KPOP ガールズ! デーモン・ハンターズ』に登場する青い虎のキャラクター『ダフィー (DUFFY)』が世界的に人気を博し、韓国の地位を高めている」とし、「価値は計り知れず、多くの時間と労力を投じて開発された韓国の伝統文化遺産を活用したデザインがしっかりと保護されるためには、デザイン権の出願が鍵であることを忘れてはならない」と述べた。

4-4 デザイン保護の強化で K-家具の競争力を高める

韓国知識財産処(2026.7.31.)

－ 韓国知識財産処、家具デザインをリードするファシスクループを訪問し懇談会を開催

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、7月31日(金)15時、ファシスクループ(ソウル市松坡区)を訪問し、デザイン開発の現場を視察するとともに、デザイン保護強化に向けた懇談会を開催すると発表した。

今回の現場訪問は、家具産業の競争力を高めるためのデザイン政策の方向性を共有し、デザイン権の保護や制度改善に関する現場の意見を直接聴取するために設けられた。韓国知識財産処は、ファシスクループのデザイン研究所を訪問し、デザイナーらと意見交換を行い、デザイン開発過程で直面する課題や制度改善に関する様々な意見をヒアリングする予定だ。

ファシスクループは、長年にわたり蓄積されたデザインのノウハウと技術開発を基に、「FURSYS (ファシス)」「iloom(イルーム)」「SIDIZ(シディズ)」「DESKER(デスク)」などの商標を保有する家具デザインのリーディングカンパニーへと成長し、多様な知的財産権を確保して国際市場に進出し、K-家具産業の競争力向上に貢献している。

韓国知識財産処は、今回の現場訪問および懇談会を契機に、①新規性喪失の例外規定の適用拡大 ②出願書の記載事項の簡素化 ③正当権利者の権利移転請求制度の導入 ④部分デザイン(意匠)の名称認定基準の緩和など、最近のデザイン制度の改善事項を紹介し、企業が制度を効果的に活用できる方策を案内する予定だ。

また、デザイン開発プロセスにおける不便事項や制度改善に関する様々な意見を聴取し、現場の声を今後の政策や制度運営に積極的に反映させ、韓国企業のデザイン競争力の強化とK-家具産業の発展を支援する計画だ。

韓国知識財産処のチョン・ヨンウ次長は、「K-コンテンツや K-ビューティーに続き、優れたデザイン競争力を備えた K-家具が世界市場をリードできるよう、デザイン権の保護と活用の基盤をさらに強化していく」とし、「今後も産業現場を継続的に訪れ、企業的心声を政策に反映させ、企業が実感できるデザイン保護制度を整備するために努める」と述べた。

その他一般

5-1 韓国知識財産処は、技術流出・盗用への対応体制の拡大・再編を通じて、高度化が進む海外への技術流出への対応に全力を尽くしてまいります。

韓国知識財産処(2026.7.28.)

[報道内容]

2026 年 7 月 28 日(火)、東亜日報「バッテリーの人材を建設会社に雇用、『キャリアロンダリング』の後に技術を持ち出し」報道において、先端技術の人材が偽装就職した後に技術を流出させるなど、手口が巧妙化しており、ターゲットも企業はもちろん、大学や研究機関などへと拡大していると指摘

[知識財産処の立場]

知識財産処は、技術流出捜査の専任組織を新設し、技術警察の人員を大幅に拡充(27 名→61 名)するなど、「技術流出・窃取対応体制の拡大・改編」(2026 年 6 月 30 日)を通じて、高度化・知能化が進んでいる海外技術流出事件に対し、事前・事後の対応を強化しています。

特許ビッグデータの分析を活用して、技術流出の高リスク領域(コア技術、企業・研究所など)を先んじて検知する一方、産業スパイ通報報奨金制度の運用(2026 年 5 月、不正競争防止法施行)により、異常兆候を事前にキャッチし、企画・認知捜査に切り替えています。

特に、AI や半導体などの先端技術に対する流出犯罪については、技術流出特別司法警察課を新設し、これに効果的に対応できる体制も整備しました。

知識財産処は、今後も韓国企業の技術を保護し、圧倒的な技術大国へと飛躍できるよう最善を尽くしてまいります。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム